

草加市都市公園条例の一部を改正する条例のパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集

- (1) 募集期間 平成29年12月20日から平成30年1月18日まで（30日間）
- (2) 募集結果 提出意見 4件（1通）

2 寄せられた意見に対する市の考え方

草加市都市公園条例の一部を改正する条例に対し募集期間中に寄せられたご意見について、次のとおり市の考え方を公表します。

ご意見の概要	市の考え方、対応
・運動施設の制限値を引き上げるにより自由に使える面積が減ってしまうのが心配である。	運動施設の面積制限を引き上げる都市公園は、既存公園では「工業団地公園」を、今後整備する公園については、市の基本的な計画に位置付けられ、それに基づきスポーツ機能を主として整備する公園に限定する予定であります。工業団地公園における運動施設の面積制限の引き上げについては、現在の公園利用の実態や運動施設の整備状況などから支障がないとの考えから対象としたものです。  したがって、工業団地公園を除く既存公園については、従前の面積制限から変更がありませんので、これまでと同様に公園をご利用いただけます。
・建蔽率の特例措置を追加すると自由に使える面積が減ってしまうのが心配である。	本改正は、建蔽率の特例数値を引き上げるものではなく、従前から建蔽率の特例措置を受けることができることとされた公園施設に、新たに「公募対象公園施設」を追加するものです。当該公園施設は、都市公園法において「公園利用者の利便の向上を図る上で特に有効であるもの」と規定されており、本改正は都市公園の機能の増進に資する内容であると考えております。

<p>・公園の更なる増設をしてほしい。</p>	<p>平成29年4月から施行しております「草加市みどりの基本計画（改定版）」において、公園・広場が不足している地域を基本として、身近に利用できる公園・広場の必要性が特に高い地域を「公園等整備推進エリア」に設定しました。</p> <p>今後につきましても、引き続き同計画に基づき公園・広場の適正配置に取り組んでまいります。</p>
<p>・公園において、自由に使える部分を増やしてほしい。</p>	<p>平成29年4月から施行しております「草加市みどりの基本計画（改定版）」において、公園・広場の新たな整備に際しては、地域の特性や地域の方々のニーズを踏まえた整備を行うとともに、そうか公園をはじめとする既存公園については、その利活用を検討していくこととしております。頂いたご意見は今後の業務を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>